

(目的)

第一条 この規程は、多重債務処理事件にかかる非弁提携行為の防止が喫緊の課題となつている状況に鑑み、日本弁護士連合会及び弁護士会が非弁提携行為の防止のために必要な調査を行うことができるようにし、もつて非弁提携行為を防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「多重債務処理事件」とは、金融業者に対して多重に債務を負担する者から受任する任意整理事件、破産申立事件、民事再生申立事件、特定調停申立事件及びこれに類する事件をいう。

2 この規程において「非弁提携行為」とは、多重債務処理事件について、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）が、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号。外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）において準用する場合を含む。）に違反して法律事務を取り扱い、又は事件を周旋することを業とする者から、事件の紹介を受ける行為、これらの者を利用する行為又はこれらの者に自己の名義を利用させる行為をいう。

(非弁提携行為の禁止等)

第三条 共同法人は、非弁提携行為を行い、又はこれを他の弁護士、弁護士法人若しくは共同法人に行わせ、若しくは行うよう勧誘してはならない。

2 共同法人は、その業務に従事する職員が非弁提携行為に関与しないよう十分に注意し、監督しなければならない。

3 共同法人は、多重債務者の名簿等を不正に利用して多重債務処理事件の依頼を勧誘してはならない。

(努力義務)

第四条 共同法人は、多重債務処理事件の受任及び処理に当たつて、日本弁護士連合会及び弁護士会が行う指導を遵守するように努めなければならない。

2 共同法人は、非弁提携行為の疑いのある行為を発見したときは、これを遅滞なく所属弁護士会に報告するように努めなければならない。

(調査)

第五条 弁護士会は、所属の共同法人について、非弁提携行為の疑いがあるときは、当該共同法人、関係人、官公署その他の団体に対し、陳述、説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な場所若しくは物について検証を行うなどの調査をすることができる。

2 弁護士会は、弁護士が非弁提携行為を行った場合又は非弁提携行為を行ったと思量する事由がある場合において、当該弁護士の所属する共同法人又は当該弁護士に所属する共同法人に所属する他の弁護士が非弁提携行為に関与している疑いがあり、非弁提携行為の防止のため必要があると認めるときは、当該弁護士の所属する共同法人又は当該他の弁護士に対して、前項の調査をすることができる。

3 弁護士会は、必要と認めるときは、担当委員会又はその委員に命じて前二項の調査をさせることができる。

(調査協力義務)

第六条 弁護士、弁護士法人及び共同法人は、この規程による弁護士会の調査に対し誠実に協力しなければならない。正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(是正措置)

第七条 弁護士会は、調査の結果、必要があると認めるときは、当該共同法人に対して、当該非弁提携の疑いのある行為の是正措置をとることができる。

2 弁護士会は、前項の是正措置を行う場合には、当該共同法人に対し、前もつて弁明の機会を与えなければならない。

3 第一項の是正措置は、当該共同法人に書面により通知して行うものとする。

(異議申立て)

第八条 前条第三項の是正措置の通知を受けた共同法人は、その日の翌日から起算して三十日以内に所属弁護士会に対し、異議を申し立てることができる。

2 弁護士会は、前項に規定する異議の申立ての理由があると認めるときは、当該是正措置を取り消し、理由がないと認めるときは、当該異議の申立てを棄却し、異議の申立てが不適法であるときは、当該申立てを却下しなければならない。

(弁護士会の相互協力)

第九条 弁護士会は、非弁提携行為の調査及びその是正のための措置に関して相互に協力しなければならない。

2 弁護士会は、他の弁護士会の所属共同法人について非弁提携行為があると思量するときは、当該共同法人の所属弁護士会及び日本弁護士連合会に対し、その旨を通知する。

3 前項の規定により通知を受けた弁護士会は、当該事由について必要な調査及び是正措置をとることができる。こ

- の場合、通知をした弁護士会に対し、直ちにその旨を通知する。
- 4 第二項の規定により通知を受けた日本弁護士連合会は、当該事由について必要な調査をすることができる。この場合、通知をした弁護士会に対し、直ちにその旨を通知する。
  - 5 日本弁護士連合会及び弁護士会は、この規程に基づく調査を他の弁護士会に委嘱することができる。
  - 6 弁護士会は、この規程に基づく調査を日本弁護士連合会に委嘱することができる。
  - 7 前二項の規定により委嘱を受けた日本弁護士連合会又は弁護士会は、速やかに、調査をとげ、委嘱した日本弁護士連合会又は弁護士会にその結果を報告しなければならない。
  - 8 日本弁護士連合会が第四項又は第六項の規定により調査をする必要があるときは、日本弁護士連合会の行う調査について、第五条及び第六条の規定を準用する。

(秘密の保持)

第十条 日本弁護士連合会及び弁護士会の役員、担当委員会の委員及び職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第十一条 日本弁護士連合会は、この規程を実施するために必要な事項を規則で定めることができる。

#### 附 則

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）